

令和5年（ウ）第1号 島根原発2号機運転差止仮処分申立事件

決 定 要 旨

主 文

- 1 本件各申立てをいずれも却下する。
- 5 2 申立費用は債権者らの負担とする。

理 由

第1 事案の概要

債権者らは、債務者が設置した島根原子力発電所（本件発電所）2号機（本件原子炉）の安全に欠けるところがあり、本件原子炉の運転により債権者らの生命・身体に対する侵害が生じる具体的危険があるなどとして、人格権に基づく妨害予防請求としての差止請求権を被保全権利として債権者らに生じる著しい損害又は急迫の危険を避けるために仮の差止めを命ずる仮処分を求めた事案である。

第2 当裁判所の判断

1 発電用原子炉運転差止請求の判断枠組みについて

15 人格権に基づく差止請求権の主張立証責任に鑑みれば、本件原子炉に関する安全審査に過誤、欠落があり、これによって異常な水準で放射性物質が発電所のある事業所外に放出されるような重大な事故が発生するおそれがあることは、運転差止めを求める債権者らに主張疎明責任があるが、債務者にも、債権者らがその過誤、欠落によって周辺住民への危険性があると主張する事項に関する安全審査の内容について、その内容を具体的に明らかにし、安全審査の合理性を裏付ける相当の資料を提出するとともに、その審査が適正にされたことについて説明する信義則上の義務があると考えられる。債務者がこの義務を十分に尽くさない場合、自由心証の問題となるが、債権者側の特段の疎明を要することなく、安全審査に過誤、欠落があることが事実上推認されることがある。

25 債権者らは、安全性の基準自体の合理性について債務者に疎明責任がある旨主張するが、安全性の基準自体は債務者が策定したものではなく、高度の独立性、専門

性のある原子力規制委員会が、地震や火山等の関係分野の学識経験者らの検討を踏まえて作成したものであるから、債権者らが安全性の基準自体に合理性がないといふのであれば、その根拠について主張疎明する必要があると考える。

2 地震に対する安全性について

5 (1) 地震動評価の合理性について

債権者らは、平成12年以降の高い最大加速度が記録された多数の地震と比較して、本件原子炉の基準地震動は不合理で低水準なものとなっているなどと主張する。

しかし、地震ないし地震動の性質や、基準地震動の策定方法に照らすと、本件原子炉の基準地震動と各観測地点で得られた最大加速度の大小を比較考慮する前提として、本件発電所敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造、地震波の伝播特性等のみならず、各観測地点のそれをも考慮する必要があるというべきであり、これらを考慮しないまま、単純に最大加速度の数値の大小のみを比較することは合理的とはいえない。

15 債権者らは、債務者は本件原子炉の基準地震動を策定する上で経験式を用いるに当たり、本件ばらつき条項による修正を加えておらず、原子力規制委員会も、実際に発生する地震規模が経験式から求められる平均値より大きい方向にかい離する可能性を考慮していないから、審査においても過誤、欠落がある旨主張する。

しかし、債務者は、経験式を用いた地震動評価を行うに当たり、各経験式の適用範囲を検討した上でその適用を行うとともに、本件発電所敷地及び本件発電所敷地周辺について、経験式によって導かれた地震動よりも大きくなる又は特異なものとなるような地域性が認められないことを確認し、各種パラメータを保守的に設定した上で、認識論的不確かさと偶然的不確かさとを重畳させるなど保守性を重ねて地震動評価を行い、本件原子炉の基準地震動 S_s を策定し、原子力規制委員会による確認も経ているものである。債務者が本件原子炉の基準地震動を策定する上で経験式を用いるに当たり、本件ばらつき条項による特別な修正を加えていないからとい

って、これが直ちに不合理であるとはいえないし、原子力規制委員会が実際に発生する地震規模が経験式から求められる平均値より大きい方向にかい離する可能性を考慮していないとも、審査において過誤、欠落があるともいえない。

(2) 震源極近傍の問題について

5 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈及び基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイドは、内陸地殻内地震について、震源が敷地に極めて近い場合に詳細な検討を行った上で基準地震動を策定することを求めているところ、債権者らは、宍道断層から本件発電所敷地境界までの最短距離は僅か1.3km程しかなく、仮に敷地境界を基準にしないとしても、基準10 地震動による地震力に対する評価が要求されている地盤、施設等のうち、震源（断層）からもっとも近いものとの距離を基準に2km以内であれば上記場合に該当するというべきであり、この点についてほとんど検討しなかった本件適合性審査には、明らかに過誤、欠落があるなどと主張する。

しかし、断層から発電所敷地境界まで1.3kmの場合あるいは基準地震動による地震力に対する評価が要求されている地盤、施設等のうち、震源（断層）から最も近いものとの距離を基準に2km以内である場合当然に「震源が敷地に極めて近い場合」に該当するとする確たる根拠はない。本件の審査の経過においては、本件20 原子炉と宍道断層の距離に着目して原子力規制委員会の安全審査で問題点が指摘され、震源モデルの設定におけるパラメータの設定を保守的に行うことや念のための検討を資料化することなどの指示がされ、これらを資料化した内容等に対する審査の結果等も踏まえて、本件設置変更許可がされていると解されるところであって、このような経緯等も考慮すると、債務者の検討内容の合理性が一概に否定されるものとはいえない。

3 火山事象に対する安全性について

25 債権者らは、現在の火山学の水準では、将来の活動可能性評価は不確実性が大きく、とりわけ、噴火規模を予測することは困難とされていることなどを指摘して、

令和元年12月改正後の原子力発電所の火山影響評価ガイド（火山ガイド）は不合理である旨主張する。

しかし、債権者らが指摘する改正部分の内容は、「降下火砕物の噴出源である火山事象が同定でき、これと同様の火山事象が原子力発電所の運用期間中に発生する可能性が十分に小さい場合は考慮対象から除外する。」というものであり、その内容自体に特段不合理な点は認められず、当該火山事象の発生可能性が十分小さいかどうかという個々の除外要件の判断の当否の問題はあるとしても、旧火山ガイドとの比較において除外される場合が広がる可能性があるというだけで火山ガイドそのものが不合理となるということはできない。

債権者らは、債務者が火山ガイドに照らし、三瓶山火山が本件原子炉の運用期間中に三瓶木次テフラのような広域テフラを降下させる規模の噴火を起こす可能性は十分小さいとしたことについて、噴火履歴の検討は恣意的であり、気象庁の観測結果等は原子力発電所の安全評価に利用できない、地下のマグマ溜まりの状況は精度良く把握できないなど、個々の根拠が十分ではない旨主張する。しかし、個々の根拠自体に債権者らのいう問題点があるとしても、それらを総合しての判断であることに照らすと、全体として合理性のある判断である。

債権者らは、三瓶木次テフラを生じさせた噴火と同規模の噴火が発生すれば本件発電所敷地に100cmを超える降灰が到達する可能性が高い旨主張する。

しかし、文献や債務者が実施した本件発電所敷地を中心とする半径約30kmの範囲における地質調査結果を踏まえると、債権者らが主張するように、本件発電所敷地付近に100cmを超える層厚の火砕物が降下するおそれがあると認めることはできない。

4 立地審査指針違反の有無について

債権者らは、本件原子炉は立地審査指針の離隔要件を満たしておらず、立地不適である旨主張する。

しかし、もともと立地審査指針は、行政処分である設置許可処分をする際に目安

となる指針を定めたものであり、立地審査指針の趣旨からみて、これに該当しないからといって個々の債権者らの人格権侵害のおそれが推認される関係にないものである。しかも、新規制基準の下では、立地審査指針は原子炉等規制法43条の3の6第1項4号に基づく審査基準とはされていないから、安全審査においてこの点を5考慮しなかったことから、直ちにその判断過程に看過し難い過誤・欠落があるとはいえない。

5 原子力災害対策指針の合理性及び避難計画の実効性について

債権者らは、原子力災害対策指針は不合理であり、また、県や市町の定める避難計画は実行性がないから、深層防護の第5の防護レベルが欠落し又は不十分であり、債権者らの人格権侵害の具体的危険が存在する旨主張する。

しかし、債権者らが主張する人格権侵害の危険は、本件原子炉において異常な水準で放射性物質が本件発電所敷地外に放出されるような重大な事故が発生した場合に、実効性を欠く避難計画の下に困難な避難を強いられることにより、上記事故により放出された放射性物質による放射線に被ばくする危険があるというものである15から、上記事故が発生する具体的危険性があることがその前提となっているというべきである。しかるに、これまで検討してきたところに照らすと、上記事故が発生する具体的危険性について疎明があったということはできない。そうすると、債権者らの上記主張は、上記の前提を欠くものといわざるを得ない。